

報道関係 各位

2022年6月9日付
一般社団法人日本UAS産業振興協議会

JADA/JUIDA

「ドローン建築物調査安全飛行技能者」育成事業

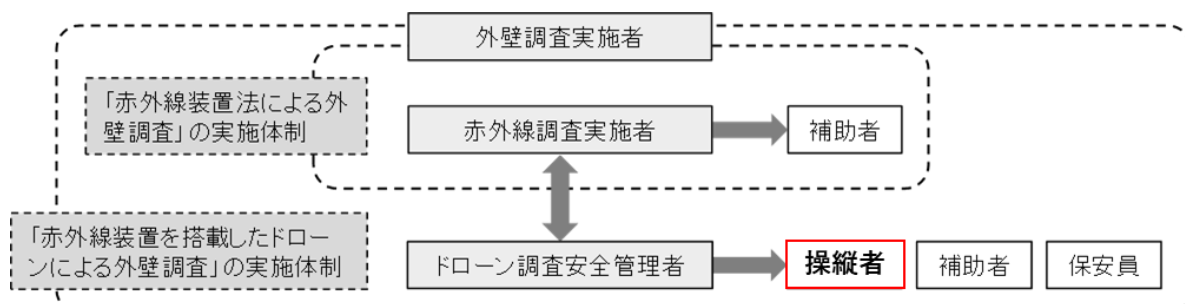
一般社団法人日本UAS産業振興協議会（JUIDA 東京都文京区／理事長 鈴木真二）は、日本建築ドローン協会（JADA 東京都千代田区／会長 本橋健司）と共同で建築物点検・調査におけるドローンの安全飛行技能者育成を目的とした教育事業を創出することで合意し、6月9日覚書を締結することになりました。

1. 建築分野におけるドローン操縦者の社会的必要性

近年、ドローンを用いて建築物の点検・調査を行う事例が徐々に広まっています。また、2021年9月に国土交通省航空局は、一定の条件で「係留」を使用した場合、人口密集地等でドローンを飛行させる場合に必要な航空局への許可・承認を不要とする航空法施行規則の一部改正がなされました。



さらに2022年4月に国土交通省は、建築基準法第12条第1項の定期報告制度の告示改正を施行しました。本法（平成20年国土交通省告示第282号）はドローンによるタイル等外壁調査の合理化を図るため、赤外線装置を搭載したドローンによる外壁調査を認めるものです。この告示改正においては、国土交通省による技術的助言より「定期報告制度における赤外線調査（無人航空機による赤外線調査を含む）による外壁調査ガイドライン」※を参考にするとされており、本文中に示されている「操縦者」は、ドローン調査安全管理者の指示のもと、ドローンを安全に飛行させ、劣化及び損傷の状況を適切に撮影できる技能を有していなければなりません。



※外壁調査ガイドラインにおけるドローン操縦者の位置付け（同ガイドラインより）

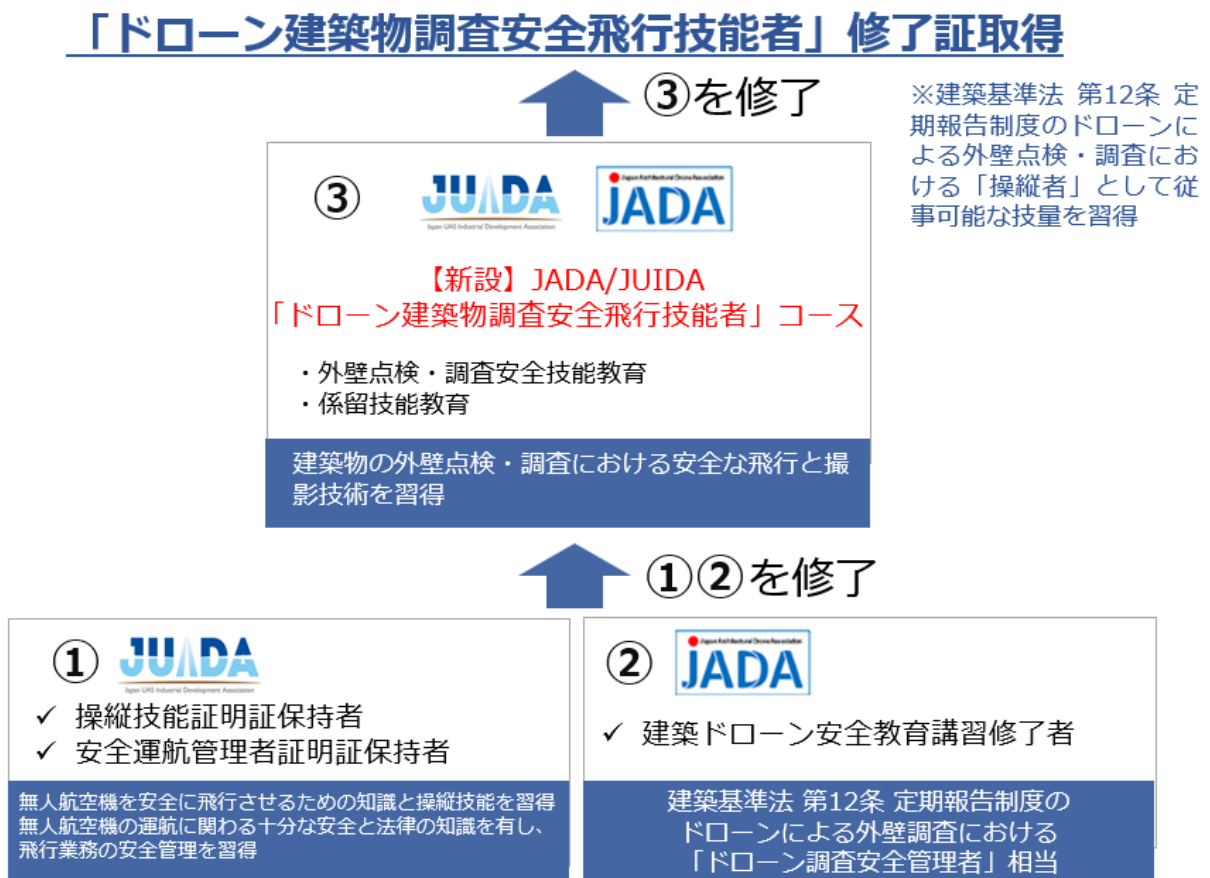
なお、上図「ドローン調査安全管理者」は、JADAが定めた「建築ドローン飛行管理責任者」が該当します。（この「建築ドローン飛行管理責任者」を称するためには、JADAの主催する「建築ドローン安全教育講習会」を修了することが条件となっています。）

本教育事業では建築物の点検・調査並びに定期報告制度における外壁調査を対象とした

ドローンの安全飛行技能を有するドローン操縦者の育成を目的とし、座学と実技による総合教育を実施いたします。本コースを合格された方には「ドローン建築物調査安全飛行技能者」のライセンスの発行をいたします。JADA 建築ドローン安全教育講習会の実績と2万人以上のドローン操縦士を輩出してきた国内最大の JUIDA スクール事業を融合し、建築ドローンの新たな教育事業として全国展開いたします。

2. 「ドローン建築物調査安全飛行技能者コース」の位置付け

今回共同で設置する「ドローン建築物調査安全飛行技能者コース」（以下、本コース）の位置付けを下図に示します。①JUIDA 操縦技能コース、及び②JADA 建築ドローン安全教育講習会を修了した方が、③本コースの受講・修了証取得をすることができます。



本コースの位置付け

3. 本コースの内容

本コースは、ドローンによる外壁点検・調査を中心として、外壁点検安全技能教育、係留技能教育を実施し、それぞれに座学と実技の教育から構成されています。外壁点検安全技能教育は、外壁点検に必要な安全や撮影のための飛行技能のほかにドローン飛行計画書の作成などの実践的な実習を行います。



飛行技能の講習状況



係留技能教育では、外壁の近接調査が可能となる係留技術について、法令、係留を使用時の注意事項や係留の種類、係留装置の操作や係留した状態でのドローンの安全飛行の技能を習得できます。

1点係留装置の操作(左)と2点係留装置による飛行(右)

4 スクール開講

全国の JUIDA 認定スクールにて展開を予定しています。開講は今年の冬頃を目標に調整を進めています。

5. コース修了により得られる技能

本コースの修了者は、ドローンを使用した建築物の外壁点検・調査における安全な飛行と劣化及び損傷の状況を適切に撮影する技術を習得することができます。

【本件に関するお問い合わせ先】

一般社団法人日本 UAS 産業振興協議会 広報 E-mail : press@uas-japan.org